

〇、〇〇〇圓なり。新に計上せられたるものに新潟縣寺泊港、岩手縣大船渡港、岡山縣玉島港、德島縣德島港、大分縣津久見港、宮崎縣内海港等がある。國庫の補助率は二分の一である。

(四) 臨海地帯造成費 五〇〇,〇〇〇圓
右は關門海峽竝門司、下關兩港に於ける船舶の輻輳を緩和し、荷役の圓滑を期する爲小倉及戸畠の地先に臨海地帯を造成して商港の機能を發揮せしむると共に工場敷地に充當するものなり。總額二八、一七〇、〇〇〇圓を要す

るもの、十五年度工費にして全額國費支辨とし、政府直轄事業として施行するものなり。

(五) 對滿支内地港灣調査費 二五、〇〇〇圓

日滿支三國一體の交通體制を目標とする大計を確立するは、現下時局に照し寔に急務なるを以て之が調査研究を爲さんとするものなり。

(六) 以上の外沖繩縣振興の爲にする石垣港修築費五〇〇〇圓等がある。

茨城縣の災害救濟土木事業の執行と 其の前後の情況 (七)

灑川勸則

十二、執行期間と執行月量

昭和十三年災害に於ては茨城縣の大多數の農民は秋の收穫を奪はれ、又貯藏米穀は多く浸水の厄に逢ひ、全く食ふ

に食なき状態に陥つたのであるから、本來ならば災害直後出来得る限り早く救濟事業を實施し、之を次の秋の収穫期まで繼續し、兎も秋の収穫を奪はれざりしが如く、換言すれば災害無かりしと同一の生計を維持せしむるを以つて適度の救濟とせねばならぬのである。而して災害直後に於ては前に述べた要救濟者の如きは其の被害大なるに加へ、其の資力乏しく到底災害復舊・自力更生の策を樹て得ない實情に在るのであるが、救濟事業の實施は實に是等窮民活動の始動又は原泉となるべきものであるから、救濟事業の實施と同時に一方農民本來の活動及農耕地の復舊をも徐々に開始せしめねばならぬ。斯くて順次事業を繼續して行く

事業を繼續すれば怠情なる農民に對しては、救濟に狎れしめ、勤勉なる農民に對しては救濟に飽かしむる結果を生ずるのである。

曩に縷述した各般の調査により之を綜合して系統的に整理考究するに、災害直後十一箇月間の事業實施に依つて略て此の計畫に依れば事業完了の時は丁度秋の収穫準備季に當るのであるから、萬事好都合と言はねばならぬ。

右に依り救濟事業執行期間は災害後罹災救助の一應行渡つた八月着手し、着手の時より十一箇月間と決定されたのであつた。

内に冬季を切抜け、次に夏季の収穫が訪れるのであるから救濟事業の效果と此の夏季の収穫とが合せられ、秋の収穫準備を爲し得る力となるのである。此の状態を作り出すことが農民を目標とする救濟事業の本旨と言はねばならぬ。

依つて此の状態を作り出した時を以つて事業を完了するのが最も當を得た措置と考へるのである。もし此の時以上に

次に昭和十三年度内に於て執行すべき事業量と、昭和十四年度に至り執行すべき事業量とを決定せねばならぬ。又昭和十三年度執行の分に付て國の助成を得んとすれば追加豫算の要求を以つては到底間に合はない。従つて第二豫備金の支出を乞はねばならぬこととなるのである。

信農村餘剰労力調査に依れば、餘剰労力は大體災害直後

から向ふ六箇月間が最も多く、其の以後月數を経過するに従ひ漸次減少し八、九箇月後には略均等となることを知り得たのである。昭和十三年度内の數字と昭和十四年度事業執行豫定期間内の數字とを比較するに四對一の割合を示してゐる。救濟事業は早急に實施するを以つて肝要と認め、且餘剩労力の存在に合せて速に就労せしむるを必要と認むるが故に、事業の執行分量も餘剩労力數に正比例して總事業費を四と一との割合に分割し、各年度の執行量と決定したのである。之を以つて年度區分は出來たのであるが、各

十、十一の三箇月間に餘剩労力最も多きを認め此の三箇月に主力を注ぎ、八月及十二月は稍調子を降した形を採つたのに對し、一月以降及昭和十四年度執行の各月分は平均配分としたのである。

右の分量に依り事業を執行する時は大體農村餘剩力を遺憾なく利用し要救濟者の救濟にも大體遺憾なきを期し得るものと考へらるゝのである。右決定に當つては縣又は市町村等事業主體となるべきものゝ執行能力及仕拂能力を度外視するを許さぬことは勿論である。而して執行の實績を見るに極めて特殊なる理由に依り一部工事遅延したものゝ外は略計畫の通り實施し得たのであつた。特殊の事由に依り一部工事遅延したものは工事費總額の一割に満たない額であつたから本救濟事業の成績は此點に於ては先づ九十點以上を與へて可然ものと信ずるのである。

量と、一月以後執行の分量とは月數に據つて分割した。農

民をして災害後第一次の正月を迎へしむる爲に相當の考慮

を拂つた次第である。尙各月の分量は昭和十三年中は九、

十三、事業主體別事業費

體が適當であることは、過去に於て執行された失業救濟事業に於ても農村振興事業執行の經驗に徴しても、又現に中國地方及九州地方に於て執行の途中に在る旱害救濟事業に於ても同一原則の上に立つべきであるが、或一被害地域に於て執行さるべき工事を具體的に縣事業と爲すべきや、市町村事業と爲すべきやは相當研究を要する問題である。之に付ては事業主體となるべき縣なり市町村なりの財政、被害の程度、就労圈内要救濟者數、執行すべき工事の性質内容並規模及設計並工事の難易等に依つて判断すべきものであつて、一般的に標準を掲ぐることは頗る危険であるが、市町村財政の困難なる場合、工事の大なる場合、計畫又は執行に困難の伴ふ場合等に於ては縣事業となすべきである。

然しながら救濟事業は右に述ぶるが如き困難なる工事を選ぶべきでなく、出來得る限り簡易にして労力費の多き工事を選定すべきは論議を要せざる所である。又縣の事業と市町村の事業とは國の補助率を異にするのが普通であるか

ら、決定したる總事業費中縣事業を幾何となし、市町村事業を幾何となすべきやは縣及市町村の財政、事業費の總額被災の程度及前述の選定標準等を考慮して決定すべきものである。

而しながら救濟事業は、救濟の効果の公平を確保せむとすればする程就労圈を縮少し起業すべきであつて、之が事業主體は要救濟者に最も接近し密接の關係にある市町村とするが最も好ましいのである。更に小起業可能の場合は部落單位の工事を起工し、區長をして工事執行擔當者たらしむることが一番公平且普偏的効果を收むる所以であるから原則として市町村を以つて起業者をらしむべきである。然るに土木事業は假令救濟事業として執行する場合であつても、只に救濟のみを目途として執行することは慎まねばならぬ。救濟と同時に土木事業本來の性質と効用とに付充分なる考慮を必要とするのである。萬一救濟のみに墮し將來の効用に缺くる所ある工事を執行するが如きことがあつたとすれば、労力費以外の工事費は全然無駄になつたと誹ら

れても辯解の辭に苦しまざるを得ない。

今や我國公共團體の土木事業は、不幸にして度々各種の救濟事業を實施し、漸次経験を積み來り事業實施に當つて救濟の目的達成と土木事業本來の効果とを二つながら收むるを得る域に立至つたことは不幸中の幸福と言はねばならぬ。

我茨城縣の救濟土木事業の執行に當つても上記二つの効果を收むる上に遺憾なきを期したのであつた。

右諸般の事情上縣事業は比較的小額を起工することゝしたのであるが、之を被害地の状況に依り各所に點々配置して市町村事業の模範たらしむる地位を與へたのであつた。而してその額は縣事業費一二〇、〇〇〇圓、市町村事業費一、一五〇、〇〇〇圓としたことは既に述べた通りである。

救濟土木事業は本來ならば總て縣事業として起工し、要救濟者使用の點に職業紹介所及市町村長の協力を得直營工事として執行することを以つて最も過誤なきものと考へられて居るのであるが、政治的考慮を加ふる場合に於ては只

救濟の効果と、土木事業本來の効果のみ主張しても居られない場合も在るのである。寧ろ縣内の衆智を集めて難局に當るといふ意味から見る時は、縣も市町村も各々分に應じた程度の起業を爲し救濟に手を盡すべきで、外面から觀察すれば此の方法が一番良法の様にも考へられ、一般人士にも有効なる様である。然しながら市町村事業を多數に起工する場合に於ては之が指導監督には特に周到なる注意を以つて臨まねばならぬ。一度措置を誤れる場合に於ては只に救濟上の効果を逸し、土木事業本來の効果を收め得ざるのみならず、或は不慮の禍に逢ふが如き結果をも發生するのである。依つて縣は市町村救濟事業の完璧を期し、先、本事業にのみ適用する「昭和十三年災害救済市町村土木事業補助規程」及「同規程施行細則」を制定し、併せて直接事業指導の任に於る土木出張所長を召集して指導監督上必要と認むる祕訣を授け、又別に郡を単位とする市町村長及工事擔當者及町村の直接顧問たる地位にある茨城縣土木協會の職員の座談會を開催し、地方課と土木課と共同の下に豫算

の編成より事業の執行に至るまでの緊要事項の指示を爲したものである。

今試に土木課關係の指示事項を左に掲ぐることとするが、言ふ所は極めて卑近の事に屬するとは言へ、

前年來の經驗に鑑みたしかも急所を突いて居るので、其の効果は覗面に現れた様に思はれる。本座談會の始めに當つては救濟事業の性質、第二豫備金支出に對する事業執行者の心得、從來事業上に現れた缺點等に付て慎重にして深刻なる注意を爲したこととは言ふまでもない。

座談會に於て不正事件豫防の爲企業者に注意し置く要ありと認めらるゝ事項

一、工事は直營施行を原則とすること

即ち贈收賄の不正事件が主として請負施行に其の例を見ること多きを以て、之が豫防の爲原則として直營施行と爲すこと。

二、已むを得ざる場合に於て請負施行と爲すも其の場合は一般競争入札又は指名競争入札の方針を以て請負人を決

定し、特命隨意契約の如きは努めて之を避くること。
即ち特命隨意契約は前項事件發生の可能性多分に認めらるゝを以て之を避くる要ありと認む。

三、工事用材料の検收は工事施行方法の如何を問はず之を嚴格に勵行すること、直營施行の場合に於て特に然りとする

即ち不正事件は材料検收の場合に於て多く發生するものなるを以て町村長は必ず自身が現場に於て所管土木出張所長と共に立會檢收を爲すこと。

四、直營施行の場合に於て職工人夫賃金の支拂は本人直接拂とすること

即ち委任佛は兎角種々不正事件を起し易きを以て之を避くるを得策なりと認む。

五、直營請負の別を確然とし、直營施行の名に於て傭に請負工事を爲すが如きは嚴に之を慎むこと

即ち廉價を以て工事を遂げ其の工事殘金を不正行爲をなす資に充つる如きことあるに依る。

六、請負工事に於て工事費の請負残金は必ず監督官廳の承認を経たる後之を使用すること

即ち請負残金の使途を企業者の自由に任する時は不正事件發生の素因を作る虞多分に在り之が使用に方りては必ず監督官廳の承認を受け以て使途の適正を期すること。

七、工事費の收支は其の金額の多少に拘らず證憑書類を以て常に明確を期し苟も整備を怠ることなき様努ること、

公金費消其の他公文書偽造等の如き犯罪行爲は得て書類の不整備に乗じて發生すること多きを以て監督者被監督者共に精神誠意書類の整備を厳格に爲し以て犯意豫防に努むること。

八、町村に於ては工事の内容に付専く共町村長、助役及收

入役の三名相互に研究を遂げ月二回乃至三回は不正行爲の防止、工事の進捗、書類の整備等に關し協議すること。

右の如き談合を爲すは相互に不正事項の發生防止上相當効果ありと認めらるゝに依る。

九、不測の事發生せる場合に於ては遲滞なく土木出張所に相談すること

不測の事件又は事情發生せるに拘らず之に對する研究を怠り或は時機を失し竟に整理するを得ざる事態を惹起し之に不正行爲の附隨するが如き事例過去に於て専しとせず依つて斯る場合に於ては速に土木出張所に事情を開陳して指揮を受くる様心掛けること。

「皇紀二千六百年の歩み(三)」は編輯上の

都合により本號休載